

## 短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）重要事項説明書

### 1 法人の概要

法人の名称	社会福祉法人 恭和会
法人の所在地	岡山県井原市上出部町四季が丘20番地-7
電話・FAX番号	電話 0866-65-1600 FAX 0866-65-1601
代表者氏名	理事長 村上 裕二
設立年月日	平成18年7月25日

### 2 事業の目的

要介護状態または要支援状態となった場合においても、その利用者様が可能な限りその居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、また社会的孤立感の解消及び心身機能の維持、並びにご家族の身体的・精神的負担の軽減を図ることを目的とします。

### 3 事業の方針

要介護状態等の心身の特徴を踏まえて、要介護状態の軽減もしくは悪化の防止または要介護状態となることの予防を図るために、必要な日常生活上の世話および機能訓練等の介護、その他必要な援助を行います。

### 4 事業所の概要

#### (1) 事業所の概要 及び 送迎できる範囲

名称	特別養護老人ホーム四季の里 短期入所生活介護事業所
所在地	岡山県井原市上出部町四季が丘20番地-7
事業所番号	3370700555
電話・FAX番号	電話 0866-65-1607 FAX 0866-65-1617
開設年月日	平成19年6月1日
送迎サービスを提供する対象地域*	井原市(芳井町、美星町を除く)、笠岡市(国道2号線以南を除く)、小田郡矢掛町(小田、本掘、浅海地区)、福山市神辺町(下御領、上御領、八尋地区)

\* 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください

#### (2) 職員の体制

	資格、兼務の状態	員数
管理者	特養施設長を兼務	1名
生活相談員	社会福祉士、社会福祉主事(特養と兼務)	1名以上
介護職員	介護福祉士、ヘルパー2級等	3名以上

看護職員	准看護師(特養と兼務)	1名以上
機能訓練指導員	理学療法士(特養と兼務)	1名
栄養士	管理栄養士(特養と兼務)	1名
事務職員	特養の事務員を兼務	1名

(3) 営業時間 及び サービス提供時間

営業日	年間無休
受付時間	午前9時～午後6時 ※緊急の場合は随時対応しております
サービス提供時間帯	業務は24時間対応いたしております

5 提供するサービス内容

- ① 身体介護 - 排泄の介助、移動、移乗の介助、その他必要な身体の介助
- ② 入浴に関すること - 衣服着脱の介助、身体の清拭、整髪、洗身、その他必要な入浴の介助
- ③ 食事に関すること - 食事の準備、配膳下膳の介助、食事摂取の介助、その他必要な食事の介助
- ④ 機能訓練 - 体力、機能低下予防のための訓練、および日常生活に必要な基本動作の訓練。
- ⑤ 健康状態の確認
- ⑥ 送迎 - 送迎を必要とする利用者様に対しての送迎サービス。送迎、移動、移乗動作の介助等
- ⑦ 相談、助言 - 利用者様およびその家族の日常生活における介護等の相談および援助
- ⑧ その他、利用者に対する便宜の提供

6 料金

(1) 基本料金(施設利用料及び食費・居住費)

併設型ユニット型短期入所生活介護費 (介護報酬額)	1日あたりの利用料
要支援1	529円
要支援2	656円
要介護1	704円
要介護2	772円
要介護3	847円
要介護4	918円
要介護5	987円

加算部分 (介護報酬額)	1日あたりの利用料
機能訓練指導加算	12円
生活機能向上連携加算	200円/月
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10円/月
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	22円
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	6円
看護体制加算(Ⅰ)ロ【要介護の場合】 【空床型利用の場合】	4円
看護体制加算(Ⅱ)ロ【要介護の場合】 【空床型利用の場合】	8円
夜勤職員配置加算Ⅳ【要介護の場合】 【空床型利用の場合】	21円
療養食加算(対象者のみ)	8円/1食につき(1日3回を限度)
短期生活夜勤職員配置加算Ⅱ	18円
若年性認知症利用者受入加算	120円
認知症行動・心理症状緊急対応加算 (初回のみ、7日間を限度とする)	200円
緊急短期入所受入加算	90円

食費	1,445円/日 (朝食320円、昼食570円、夕食500円、おやつ55円)
居住費(滞在費)	1,970円
居住費(滞在費)令和6年8月～	2,066円

送迎代(介護報酬額)	184円/片道につき
------------	------------

介護職員処遇改善加算Ⅰ	上記(基本部分+各種加算)の合計×0.083円
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	上記(基本部分+各種加算)の合計×0.027円
介護職員等ベースアップ等支援加算	上記(基本部分+各種加算)の合計×0.016円

(R6.6月～)

介護職員処遇改善加算Ⅰ	上記(基本部分+各種加算)の合計×0.14円
-------------	------------------------

※上記の介護報酬額(1割自己負担額)は平成27年8月以降『介護保険負担割合証』により2割又は3割の自己負担となる場合があります。

(2) 利用料以外で自己負担していただく経費

①利用者が特別に希望する食事

②レクリエーション等で必要な材料費等

ただし、定期的実施する行事（誕生会、納涼祭、クリスマス会、地域交流会等）に係る利用者の経費は、事業所が負担します。

③個人の買い物

④医療費等（緊急時に使用した物品や救急搬送時の付き添いの交通費 ※協力医療機関以外）

⑤利用者に対する有料の理美容サービス

(3) 利用料金の支払方法

毎月、15日までに前月分の請求をいたしますので、20日までにお支払いください。

お支払いいただきますと、領収証を発行します。

お支払方法は、銀行振込、銀行振替、現金集金（つり銭の無いようご用意ください）からご契約の際に選んでいただきます。

7 緊急時の対応

事業者は、そのサービス提供時において、利用者様に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに主治医又は、協力医療機関への連絡を行う等必要な処置を講じます。

協力医療機関（歯科も含む）

村上脳神経外科内科	ほそや医院	小田病院
ももの里病院	平木眼科医院	井原市民病院
森本整形外科医院	菅病院	横山歯科医院

8 事故発生時の対応

万一事故が発生した場合には、速やかに利用者の御家族、関係市町村等に連絡するとともに、事故に遭われた方の救済、事故の拡大の防止など必要な措置を講じます。また、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、誠意をもって速やかに損害賠償を行います。

9 秘密保持

事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご利用者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）

ただし、ご利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご利用者の心身等の情報を提供します。

10 サービス内容に関する苦情

(1) 利用者様は提供されたサービスに関して苦情がある場合には事業者、市町村または国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し出ることができます。

(2) 事業者は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにし、苦情の申し出または相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応します。

(3)事業者は、利用者様が苦情申し出等を行ったことを理由としてなんら不利益な取り扱いはいたしません

※ サービスに関する相談や苦情については、次の窓口にご連絡願います。

利用者様相談窓口	電話番号	0866-65-1607
	FAX 番号	0866-65-1617
	担当相談員	阿邊 春花・河本 裕美子
	受付時間	月～金 午前9時～午後6時
※ご不明な点は、何でもおたずねください		

※公的機関においても、次の機関において苦情申し出等ができます。

井原市介護保険課	所在地	井原市井原町311番地1
	電話番号	0866-62-9519
	FAX番号	0866-65-0268
笠岡市長寿支援課	所在地	笠岡市中央町1番地1
	電話番号	0865-69-2139
	FAX番号	0865-69-2180
矢掛町福祉介護課	所在地	小田郡矢掛町矢掛3018
	電話番号	0866-82-1026
	FAX番号	0866-82-1454(代表)
福山市介護保険課	所在地	広島県福山市東桜町3番5号
	電話番号	084-928-1166

岡山県国民健康保険 団体連合会(国保連)	所在地	岡山市桑田町17番5号
	電話番号	086-223-8811
	FAX番号	086-223-9109
広島県国民健康保険 団体連合会(国保連)	所在地	広島市中区東白島町19番49号 国保 会館
	電話番号	082-554-0783
	FAX番号	082-511-9126

#### 1.1 虐待防止のための措置に関する事項について

虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じます。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備します。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施します。
- (4) 上記措置を適切に実施するために担当者を置きます。
- (5) 事業所は、サービス提供中に当該事業所の従業者または養護者（利用者の家族高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合には、速やかにこれを市町村に通報します。

1 2 ハラスメント対策の強化について

適切な短期入所生活介護の提供を保護する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職場の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じています。

1 3 第三者評価の実施状況について 本事業所の第三者評価実施状況は以下の通りです。

第三者による 評価の実施状況	1 あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1 あり 2 なし
	② なし		

【 説明確認欄 】

年 月 日

短期入所生活介護（予防短期入所生活介護）の提供開始にあたり、契約書および本書面に基づいて重要事項を説明しました。

事業所 所在地 岡山県井原市上出部町四季が丘20番地7

事業所名 特別養護老人ホーム四季の里短期入所生活介護事業所

説明者 \_\_\_\_\_

私は、契約書および本書面により、事業者から短期入所生活介護（予防短期入所生活介護）についての重要事項の説明を受けました。

利用者 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

代筆者 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

変更 令和4年10月1日  
令和5年 8月1日  
令和5年10月1日  
令和6年4月1日